

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 内容

【目標1】

仕事と家庭の両立を支援する育児・介護休業法や社内規程を周知し、制度に対する理解を深め、男性の育児休職等の申請に対する取得率100%を目指します。

<取得状況>

男性社員育児休職等の取得 1名（2023年7月） 取得率100%

<取り組み事項>

2025年4月1日から施行される改正育児・介護休業法を踏まえた内容の周知を社内誌や支店長工場長会議等を活用して行い、育児・介護休職等を取得しやすい環境を整えます。

2025年10月1日から施行される改正育児・介護休業法を踏まえた内容の周知を社内誌や支店長工場長会議等を活用して行い、育児・介護休職等を取得しやすい環境を整えます。

【目標2】

ワーク・ライフ・バランス推進のため、会社全体の所定外労働時間の平均が月10時間以下となることを目指します。

<現状把握> 直近1年間の平均所定外労働時間 (h)

	2024										2025		平均
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
時間	13.2	12.2	9.5	10.0	11.4	11.2	10.3	11.4	9.9	9.7	7.7	8.0	10.4

<取り組み事項>

2025年4月から社内誌への掲載や、勤務箇所長に対して制度について周知・啓発を行います。